

駐車許可申請の手続き

駐車許可制度の概要

駐車禁止場所（道路標識等により車両の駐車が禁止されている道路の部分等）に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合に警察署長に駐車の許可を申請することができます。

ただし、警察署長が申請に係る駐車の時間、場所、用務、駐車可能な場所の有無等につき、審査をした上で許可したときに駐車禁止場所に駐車することができる制度です。

駐車許可証	
許可車両	
使用目的	
駐車日時	
場 所	
許可条件	裏面記載のとおり

上記のとおり許可する。
年 月 日
警察署長 印

申請ができる対象となる例

医師、歯科医師等による定期的な訪問診療、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所介護サービス、引っ越し作業など。（あくまで例示であって、これらの用務を限定するものではありません。）※上記に該当する場合であっても、すべての場合に許可できるものではなく、交通の実態等に応じて許可するものです。

駐車許可の要件

次のいずれにも該当することを要します。

- 許可を受けようとする駐車の時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - 道路標識等で駐車が禁止されている場所、法定の駐車禁止場所（放置駐車となる場合を除く。）又はパーキング・メーターが設置されている時間制限駐車区間であること。
 - 無余地場所及び駐車方法違反になる場所でないこと。
 - 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - 公共交通機関その他の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
 - 道路使用許可に該当する用務でないこと。
- 許可を受けようとする場所の駐車について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれにも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。
 - 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (1)以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内

根拠法令

- 道路交通法第45条第1項
- 道路交通法第49条の5
- 大分県道路交通法施行細則第8条

申請窓口

申請しようとする駐車場所を管轄する警察署の交通課

申請受付時間

月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。）

午前9時00分から正午、午後1時00分から午後4時00分まで

申請書類

- ① 駐車許可申請書（県警ホームページからダウンロードできます。）
- ② 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- ③ 駐車場所及びその周辺の見取図
- ④ その他用務を疎明するもの（資格証、指定通知書、医師免許証、訪問先一覧表など）



ご不明な点は各警察署交通課へお問い合わせください。

